

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第五条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（計画担当介護支援専門員の責務）</p> <p>第二十三條の二 計画担当介護支援専門員は、第十五條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第三十四條第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>（準用）</p> <p>第五十條 第六條から第十條まで、第十三條、第十五條から第十七條まで、第二十一條から第二十三條の二まで及び第二十七條から第三十六條までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第六條第一項中「第二十四條に規定する運営規程」とあるのは「第四十七條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十三條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十六條第二項第二号中「第十條第二項」とあるのは「第五十條において準用する第十條第二項」と、</p>	<p>第五条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（計画担当介護支援専門員の責務）</p> <p>第二十三條の二 計画担当介護支援専門員は、第十五條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第三十四條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>（準用）</p> <p>第五十條 第六條から第十條まで、第十三條、第十五條から第十七條まで、第二十一條から第二十三條の二まで及び第二十七條から第三十六條までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第六條第一項中「第二十四條に規定する運営規程」とあるのは「第四十七條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十三條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十六條第二項第二号中「第十條第二項」とあるのは「第五十條において準用する第十條第二項」と、</p>

第二十三条の二中「第十五条」とあるのは「第五十条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第四号中「第二十一条」とあるのは「第五十条において準用する第二十一条」と、第二十三条の二第三号及び第三十六条第二項第五号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第二十三条の二第四号及び第三十六条第二項第六号中「第三十四条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十四条第三項」と、第三十六条第二項第三号中「第十四条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と読み替えるものとする。

第二十三条の二中「第十五条」とあるのは「第五十条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第四号中「第二十一条」とあるのは「第五十条において準用する第二十一条」と、第二十三条の二第三号及び第三十六条第二項第五号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第二十三条の二第四号及び第三十六条第二項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十四条第二項」と、第三十六条第二項第三号中「第十四条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と読み替えるものとする。